

書評

中真生著

『生殖する人間の哲学——「母性」と血縁を問いなおす』

(勁草書房、2021年)

梅澤 彩

1 はじめに一書評者（家族法）の立場から

日本においては、少子高齢化が進行しており、2021年の出生数は約81万人にまで減少した。一般に少子高齢化の要因として挙げられるのが婚姻件数や出産数の減少であるが、これらの背景には、経済の停滞や格差社会の進行、進まぬ男女の平等といった問題がある⁽¹⁾。「男は仕事、女は家庭」という伝統的な価値観が未だ社会に根強く存在する一方で、労働者人口の減少に伴い、女性は「子を産み育てる母であること」と同時に「社会における労働力」としての役割をも期待されている。

結婚するかしないか、子をもつかもたないか、子をもつとした場合に何人の子をもつか、ということは完全に私的な問題であり、家族形成に関する多様な価値観が認められるべきであるとの認識は、社会に広がりつつある。他方で、「一組の男女とその間の（血縁を有する）子からなる家族」が「本来の家族」であり、子は産みの親の下で育てられるべきであるという人々の意識も根強く存在している。たとえば、血縁関係のある子を求める異性カップルが、日本では原則禁止すべきとされている代理懐胎を外国で実施し、拳児を得ることについては、それほど多くの批判がなされていないように思われる。一方で、何らかの事情により子を育てることができない親が子を出産し、養育を拒否すること（社会的養護・養親に子育てを託すこと）については、ネガティブなものとして受け止められ、社会的な批判の対象となりうる。そして、子を養育することが困難な状況にある親が子を虐待や殺害した場合には、一般に、子の出生に関与した男性（男親）の影は薄れ、女性（母親）のみが強く批判され、責められる対象とされる傾向にある。そこには、子を産み、その養育に関する第一義的な責任を有するのは男親ではなく、母親であるというアンコンシャス・バイアス

が存在しているように思われる（なお、判例においても、「分娩者＝母ルール」が採用されており、子を出産した女性は自動的に・直接的に当該子の母親となるが、子の誕生に関与した男性は必ずしも自動的に・直接的に父親となるわけではない）。

ところで、書評者は民法（家族法）を専門としているところ、家族の在り方の多様化に伴い、家族を巡る紛争も複雑化していると感じている。たとえば、離婚した夫婦が司法の場において子の親権者・監護者指定・面会交流を巡って争うとき、かつては、幼い子の親権者・監護者については「母親優先の原則」（幼い子の養育については父親より母親の方が適しているという考え方）により、母親が子の親権者・監護者とされ、父親による子との面会交流は、母親による子の監護・養育を害しない範囲で認められる傾向にあった。現在では、「母親優先の原則」はジェンダーに中立的な「主たる監護者の原則」に、面会交流は「子の福祉」の観点から決定されるものとされるが、父母以外の第三者（祖父母・里親など子の育ちに重要な意義をもつ大人）が子の監護者となることや子との面会交流を求めて家庭裁判所に申立てをすることは認められていない⁽²⁾。

本書は、現代哲学・倫理学を専門とする著者が、「母性」や「血縁」に強く紐づけられた親子の有り様、産む者と産まざる者等間に生じる境界線に着目し、生殖を哲学的視座から考えるものである。具体的には、本書は、「『生殖』に関しては、産んだ者とそうでない者、生んだ者とそうでない者、母親と父親、生みの親と育ての親、その他、さまざまな『親』を隔てる境界線は、はっきりとは引けないこと、そしてそれらはグラデーション状にのみ、つまり濃淡によってのみ異なる」こと（序文x～xi頁）、さらには、「第一の親」と「複数から成る親」の可能性について、論を展開するものである。

本書において著者がいうところの「第一の親」とは、「子どもとのもっとも緊密な結びつきのある『親』」であり（220頁）、親側と子ども側の相互作用により形成される親である。一般に、「第一の親」は、母親であることが多いと考えられる。これについて、本書では、チョドロウ（Chodorow）

ヤルディック (Ruddick) に沿って「妊娠・出産」と「その後の育児」という要素を分けて考え、育児を「子どもに関わる実践」であるとする。そして、ある人物が「第一の親」であるか否かについては、子育てへの関与の程度、子どもとの心身の親密な関係の有無・親密度、子どもとの関係が当該人物の存在の基盤となっているか否かを判断要素とする。

したがって、「妊娠・出産」という要素、さらには法律上の親であるという要素は意味をもたず、「父親や養親が、『第一の親』に単独あるいは共同でなるのを可能にしたり、母親が『第一の親』から退去したり、一時身を引いたりするのを可能にするなど、すべての親に柔軟で可変的なかわり方を許容」することとなる。そして、これを「下支えするのが、『複数から成る親』という見方」である。『「複数から成る親」の積極的な形成は、子どもの側のみではなく、親側にも、また第三者にも必要とされ、それまでと別の世界、別の生き方にも目を向けさせてくれるものだと言える」(247頁)とする。

2 本書の構成と概要

著者は、「子どもを産んだり(生んだり)育てたりすることは負担にも喜びにもなり、その両方でもあるのだとすれば、本当は、『親』と呼ぶうだれもが十分に子どもにかかわり、負担が過ぎるとき、辛いときは自由にそのかわりから、部分的であれ、全面的にであれ、あるいは一時的にであれ長期的にであれ、身を退くことができるようになるのが理想である。」(序文iii～iv頁)とする。この点、書評者も同感である。

本書では、従来の「親」概念を再考するのにあたり、『「親」のあり方を固定」するものとして、『「母性」という見方あるいはイメージ』とこれと「連動した、母親と父親のあいだに、また生みの親と育ての親のあいだに、はっきり境界線を引いて見る見方」に着目する。そして、『「母性」の核』にあるものを、『母親が『産むこと』、『産んだこと』である』と考えたうえで、『「母性」の核、広い意味での『生殖』の核』を、『産むこと』から「育てることとそれを通じた子どもとの結びつき」へ

と移して考えることが可能であり、また必要なのではないかと主張する(序文iv頁)。本書は、このような観点から、『「母であること』の意味を拡大し、産んだ女親という狭義の母親だけでなく、ほかのすべての『親』もそこに含み込んで考え』(序文vi～vii頁)、結論として、『「生殖』に関しては、産んだ者とそうでない者、生んだ者とそうでない者、母親と父親、生みの親と育ての親、その他、さまざまな『親』を隔てる境界線は、はっきりとは引けないこと、そしてそれらはグラデーション状にのみ、つまり濃淡によってのみ異なる』(序文xi頁)ことを明らかにするものである。

なお、著者は、「性差や個人差という差異が、一見、個々人の経験を決定的に分けているように見えるほど大きい」生殖を基軸にして人間を考えることについて、生殖に限らず、「ほかの事象についても、差異と普遍性という両方の次元から考えるための、よい実践例のひとつになりうるのではないか」としたうえで、「生みうるものとして人間を見ることが、人間を、そして人間が生きる世界を考える、ひとつの別の切り口になりうるその可能性」を目指すとする(序文viii～ix頁)。

本書を理解するのにあたり、言葉の使い方について、確認しておく。本書では、「産む」を出産するという意味、「生む」を生物学的につながりがあるという意味で使用している。また、「生殖」という言葉を広義かつ独自の意味で使用している。本書では、具体的な現象・経験としての「生殖」には妊娠や出産だけでなく、不妊や避妊、流産・死産、中絶、養育、親子関係などが広く念頭におかれ、親子関係には、養子縁組、里親なども含まれる。加えて、「母性」、「母であること」、「父親であること」、「親であること」などの人々の考え方も「生殖」に含まれるものとし、さらには、人間が生まれることは、成長し老いていずれ死ぬという連続するひとつの事象の一側面に過ぎないといえるが、このような背景があるものとして「生殖」という言葉を用いている(序文v～vi頁)。

本書の目次は以下の通りである。

序文

第1章 「生殖」と他なるもの

第2章 生殖の「身体性」の共有——男女の境界

の曖昧さ

- 第3章 「母性」の再考——「産むこと」に結び付けられているもの
- 第4章 新たな「母性」——産むことと、育てること／母であることの分離
- 補章 事例から見る、産む（生む）ことと育てることの分離——新生児特別養子縁組、「赤ちゃんポスト」、児童養護など
- 第5章 父親や養親の側から生殖を見る——間接性と二次性を超えて
- 第6章 産むことや血縁を超えた「第一の親」の拡大
- 終章 生殖にかかわる三つの境界の攪乱

なお、著者によると、「興味のある章から読んでいただくことも十分可能である」（序文 x 頁）とのことだが、書評者のように哲学に不慣れな読者にとっては、目次通りに読み進める方が理解しやすいように思われる。ただし、いずれの章からも読み進めることが可能となっている分、論の進め方が丁寧で、各章の振返りや内容に重複する部分が多いように感じたのも事実である。

ここで、本書の内容・論の進め方について概観すると、第1章において、「生みうるもの」としての人間の側面を、レヴィナスの思想を参照しながら、普遍的な視点と個々の視点から検討し、これを踏まえたうえで、第2章では、妊娠や中絶といった生殖の身体的経験について、女性のみならず男性の経験にも焦点を当て、生殖の身体的経験に対する男女（父母）の境界が実は曖昧であるということが指摘される。

第3章・第4章では、従来の「母性」、「母であること」という見方を批判的に再考するとともに「母性」を負の側面と肯定的な側面とに分解し、従来の「母性」の核を構築していると思われる「産むこと」と「育てること」（親であること）の分離可能性についての考察が加えられる。

補章では、「産むこと」と「育てる」ことの分離可能性を示す具体的な場面として、新生児の特別養子縁組、赤ちゃんポストを取り上げ、続く第5章・第6章における父親や養親の側からみた生殖、産むこと・血縁を超えた「第一の親」の拡大可能性についての検討へとつなげていく。

終章では、「生殖」に関して人々を「こちら側とあちら側に分ける」主たる三つの境界線、具体的には、一番内側にある「①自分が『生んだ』子ども（自分の生物学的な子ども）が、自分が出産した子どもかどうかを分ける境界線」（妊娠・出産経験の有無であり、妊娠・出産した母親と、そうでない父親を分ける境界線）、その一つ外側にある「②子どもがいる場合、それが自分の血のつながった」、「自分が『生んだ』子どもであるかどうかを分ける境界線」（子どもとの血縁の有無であり、子どもをもつ親を生物的学親である生みの親と、そうでない育ての親とに分ける境界線）、そして、一番外側にある「③子どもがいるかいないかを分ける境界線」を指摘し（254頁）、それぞれの境界がもつ意義と、これらの境界線の見直しが検討される。

3 おわりに一線を引くことの功罪

本書は、生殖に関する境界線の自明性を疑い、これを解消しようとする見方は、「親」を単一のものとする見方を緩和し、解消する可能性があるとするものである。そして、生殖を個別的次元と普遍的次元からみたとき、「親であること」は流動的であり、象徴的な意味しかもたないとする。

著者が指摘するように、親であるか否かの境界線は恣意的なものであり、これが「産みの親」あるいは「生みの親」に特権的な地位を与え、他の者と子とのかかわりを排除する傾向にあることは間違いない。しかし、権利を有することと義務を負うことをセットで考えると（もともと、両者は必ずしもセットではなく、権利だけを有する場合や義務だけを負う場合もある）、出生から自立までに多くの時間とケアを要する人間の子の親は、子の出生後、速やかに確定されるべきであるともいえる。この点、はじめに言及した「分娩者＝母ルール」は、子を出産した女性を自動的に法律上の母とすることにより、法的な保護者を子に与える趣旨であるとされてきた。しかし、本書が指摘するように、子を出産した女性が、妊娠・出産という労働を引き受けたとしても、その後の子育てという労働までもを引き受けるかどうかは定かではなく、これを一律に強制することが子の福祉に

資するものかも定かではない。

本書でも取り上げられた新生児特別養子縁組や赤ちゃんポストは、親子の関係を法的に、あるいは事実上断絶することにより、親であることからの解放を図るものである。かつては、特別養子縁組により法的親子関係を断絶した（断絶された）実親（産みの親・生みの親）は、親であることを拒否した者として、子や育ての親から子との交流を拒否されても仕方がないものと考えられていた⁽³⁾。また、養子縁組は、法的に血縁関係を擬制するものであるところ、とりわけ特別養子縁組においては、縁組後の新しい家族こそが本来の家族であるとして、子の出自を知る権利について慎重になる（真実告知をしな）当事者も存在する。

上記のような実態を踏まえ、2017年に公表された新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」では、「特別養子縁組を含む養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援」として、養子からの出自に関する相談に対する支援、養子縁組成立後の実親の葛藤や面会交流等に対する支援、さらには、養親家庭への支援の在り方について言及している。実親（産みの親・生みの親）と養親（育ての親）との間に明確な線引きをし、各々の法的・事実上の地位の変動を容易には認めない法・社会の実態に一石を投じるものである。

本書において著者が主張する親の複数性・多層性という方向性は、まさに、上記のような、養子を中心とした養子の実親（産みの親・生みの親）と養親との交流や子育ての協働の可能性を示唆するものである。また、第三者が関与する提供型生殖補助医療（本書では生殖補助医療や代理懐胎についてほとんど言及されていない点が惜まれる）における、配偶子提供により生まれた子を中心とした提供者、被提供者との交流や子育ての協働の可能性を考える際の一助となるものであろう。

注

- (1) 世界経済フォーラム（World Economic Forum）が2021年3月に公表した「The Global Gender

Gap Report 2021」によると、2021年における日本のジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index）は、0.656で、順位は156か国中120位となっており、先進国の中では最低レベル、アジア諸国の中でも韓国、中国、ASEAN諸国よりも低い結果となっている。

- (2) 最決令和3・3・29民集75巻3号952頁は、最高裁判所として初めて、第三者（祖母）の申立権を否定した。

なお、最高裁は同日、祖父母による孫との面会交流事件（最決令和3・3・29集民265号113頁）においても、祖父母の請求を否定している。同決定もまた、最高裁判所として初めて、第三者による面会交流の申立権を否定したものである。

- (3) 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討委員会「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」（平成29年6月30日）の参考資料『特別養子縁組に関する調査結果について』（第15回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会（平成29年3月28日）資料1-2）によると、特別養子縁組が成立した後に実親から養子に関する情報提供を求められた件数は、平成26（2014）年・同27（2015）年の2年間で児童相談所が4件（うち一部情報提供した件数は2件）、民間あっせん団体が42件（うち一部情報提供した件数は42件）であった。

なお、養子の実親に対する児童相談所の具体的な対応の中には「養親はかまわないとのこと（ママ）意向であったが、特別養子縁組は法的に実親との縁を切るというものであり、成立後も実親と継続的にやりとりをしていくことは望ましくないことから、情報提供は行わなかった。」「法律上は親子でなくなっているため、答えられないと返答した。」という回答もみられた。

詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000193814.pdf> (2022年7月4日現在)。